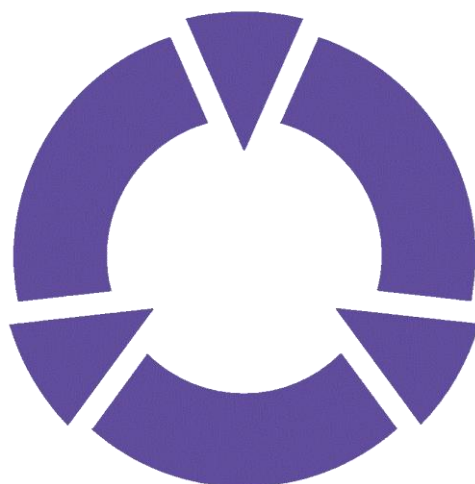


龍ヶ崎市章 デザインマニユアル



龍ヶ崎市
令和6年3月

— 目 次 —

1	市章について	1
2	市章のカラーデザイン	2
3	市章と組み合わせる市名のロゴデザイン	4
4	市章と市名のロゴの組み合わせ例	5
5	市旗について	6
6	使用方法	7
	参考資料（龍ヶ崎市章の使用に係る事務取扱要綱）	8

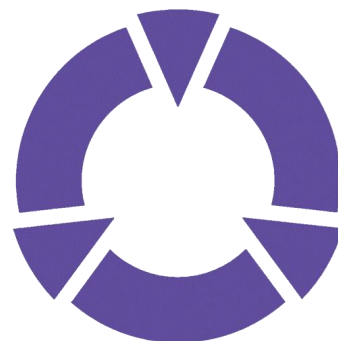
1 市章について

(1) 市章の概要

龍ヶ崎市の市章は、昭和2年6月15日に制定されました。

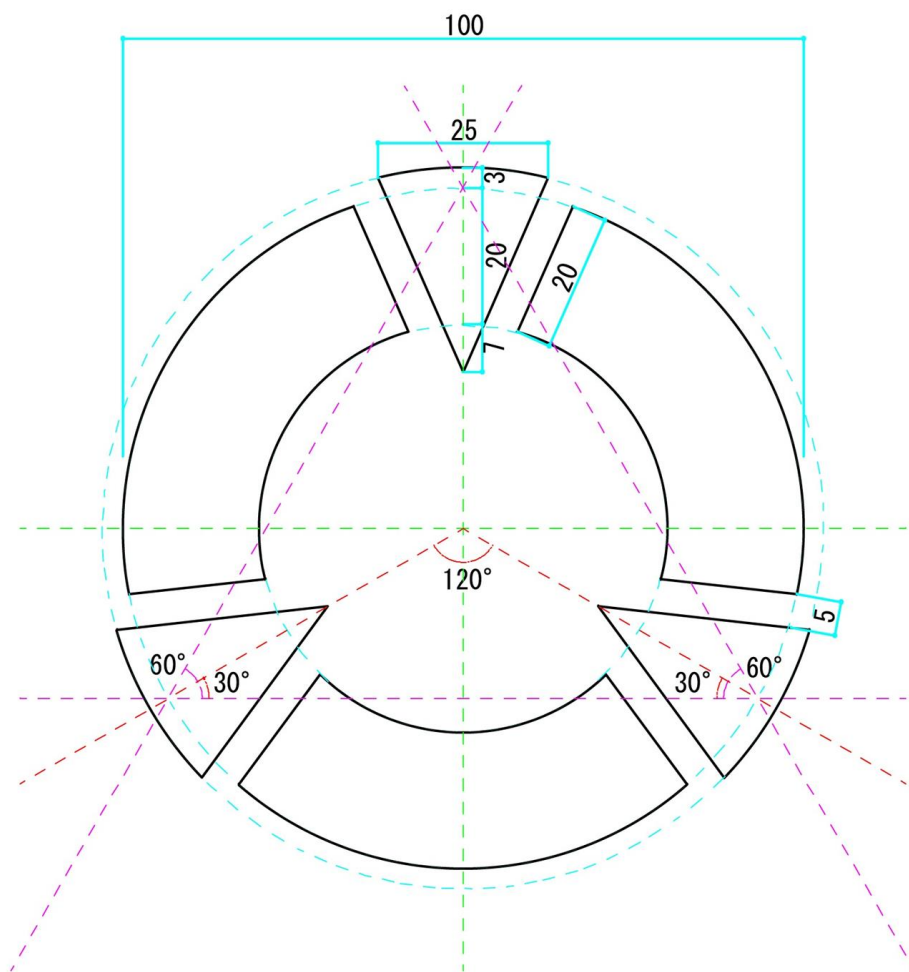
市章は、龍ヶ崎市という組織（地方公共団体）を識別するために創られたもので、市の行事や表彰状、市旗などに使用されています。

市章のデザインは公募により選ばれました。市の旧城龍ヶ峰から昇天する「龍」が三本のツメで玉を抱いている形を表したものです。



(2) 市章のデザイン比率

龍ヶ崎市章は、次の比率により作成します。

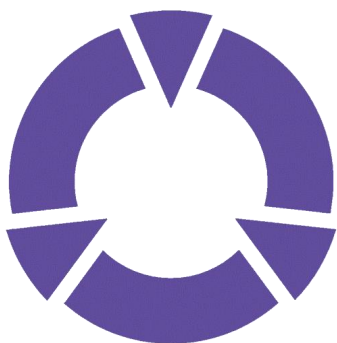


2 市章のカラーデザイン

市章を使用する際は、次の6色を基本とします。

また、色を反転させて使用したり、同じ比率で拡大・縮小して使用することも可能です。

● 桔梗（ききょう）色



【桔梗色】

DIC:F320

CMYK:69 75 0 0

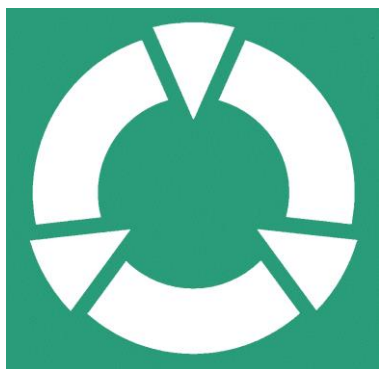
RGB:97 77 157

html color code: #614D9D

市の花「桔梗」。龍ヶ崎城主であった土岐氏の家紋でもある。

キキョウは、9月頃に咲く多年草。花の色は、初秋にふさわしい雰囲気を感じさせる。

● 松葉（まつば）色



【松葉色】

DIC:N845

CMYK:73 10 58 0

RGB:42 156 122

html color code: #2A9C7A

市の木「松」。かつては「一畝(いちくわ)松」という市指定文化財があったほか、並木の松が名所とされていた。松は、常緑であることから縁起のよいものとして扱われる。

● トマトレッド



【トマトレッド】

DIC:—

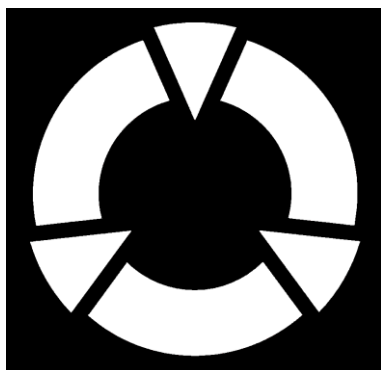
CMYK:0 77 68 13

RGB:223 52 71

html color code: #DF3447

トマトの赤色。龍ヶ崎市では銘柄産地として指定されたレディーファーストトマトが有名。果実は大きめで先がとがった形をしていて、果肉がしっかりしているのが特徴。

● 黒色



● 金色



【金色】

DIC:—

CMYK:5 19 89 0

RGB:255 215 0

html color code:#FFD700

● 銀色



【銀色】

DIC:—

CMYK:28 23 22 0

RGB:192 192 192

html color code:#C0C0C0

用語の説明

- ・ DIC …… DICグラフィックス株式会社が発行する「カラーガイド」に掲載されている色データ
- ・ CMYK …… 4色印刷用の色データで、シアン・マゼンタ・イエロー・墨を百分率で表示したもの
- ・ RGB …… パソコンモニター用の色データで、赤・緑・青を256段階で表示したもの
- ・ html color code …… ウェブページのデザインで使用する色データで、RGBを16進法で表示したもの

3 市章と組み合わせる市名のロゴデザイン

市章を使用する際に、市名を入れる場合は、次の5つの組み合わせを基本とします。
市名のロゴデザインのサイズは、同じ比率で拡大や縮小し使用することも可能で、色は市章のカラーデザインに準じたものとし、市章の色と異なる色を組み合わせることもできます。

- BIZ UD明朝medium (太字) : 漢字 40pt・アルファベット 12pt ※MS明朝でも可

龍ヶ崎市
Ryugasaki City

- BIZ UDゴシック (太字) : 漢字 40pt・アルファベット 12pt ※MSゴシックでも可

龍ヶ崎市
Ryugasaki City

- HG丸ゴシックM-PRO (太字) : 漢字 40pt・アルファベット 12pt

龍ヶ崎市
Ryugasaki City

- HG創英角ポップ体 : 漢字 40pt・アルファベット 12pt

龍ヶ崎市
Ryugasaki City

- HG正楷書体-PRO (太字) : 漢字 40pt・アルファベット 12pt

龍ヶ崎市
Ryugasaki City

4 市章と市名のロゴの組み合わせ例

市章：桔梗色

市名：桔梗色・BIZ UD 明朝 medium



龍ヶ崎市
Ryugasaki City

市章：松葉色（反転）

市名：松葉色（反転）・BIZ UD ゴシック



龍ヶ崎市
Ryugasaki City

市章：トマトレッド

市名：桔梗色・HG創英角ポップ体

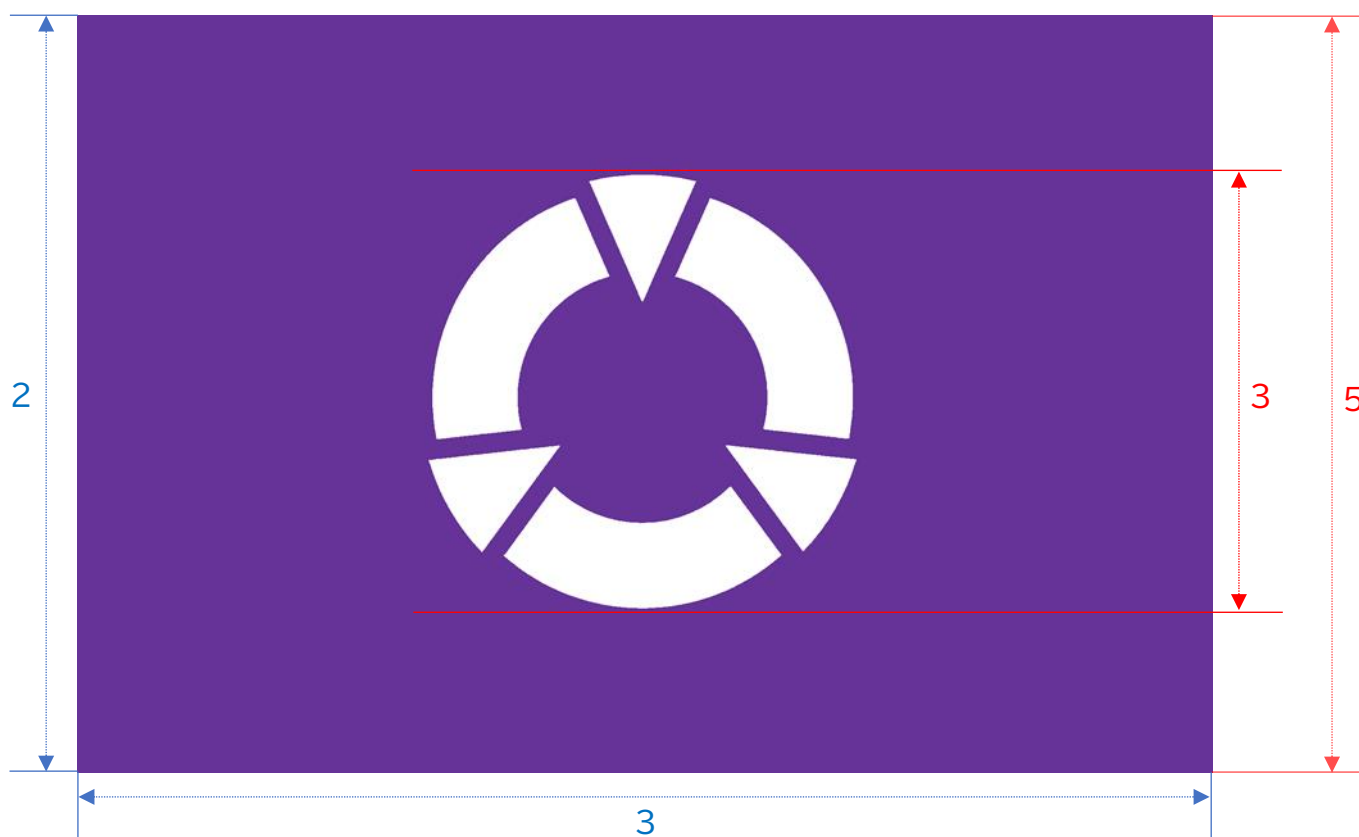


龍ヶ崎市
Ryugasaki City

5 市旗について

市旗を作成する際は、「2 市章のカラーデザイン」で示した桔梗（ききょう）色を地色として、市章が白抜きになるように作成します。

市旗の縦横の比率は、2：3とし、市章の直径は縦の長さの5分の3、配置は市旗の中心にくるようにします。



6 使用方法

市章のカラーデザインを使用する際は、8ページからの「龍ヶ崎市章の使用に係る事務取扱要綱」に基づき、使用承認申請書を提出します。

また、次のような使用はしないでください。

- (1) 市章を変形して使用する（縦横の比率を変えて使用する）こと。
- (2) 背景色と市章が同色・同系統の色になることで市章が識別しにくくなること。
- (3) その他龍ヶ崎市章の使用に係る事務取扱要綱及び龍ヶ崎市章デザインマニュアルの規定に違反すること。

「2 市章のカラーデザイン」及び「3 市章と組み合わせる市名のロゴデザイン」で示す方法での使用により難しい場合には、別途協議した上で決定します。

※ 龍ヶ崎市章デザインマニュアルの制定以前に、既に市章を使用して作成されたものについては、龍ヶ崎市章デザインマニュアルの規定は、遡及適用しないため、新たに作成しなおす必要はありません。また、本マニュアルの改訂以前に市章を使用して作成されたものについても同様です。

制定：平成25年12月

改訂：令和6年3月

参考資料（龍ヶ崎市章の使用に係る事務取扱要綱）

（平成 25 年 12 月 4 日龍ヶ崎市告示 144 号）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、龍ヶ崎市の紋章(平成 25 年龍ヶ崎市告示第 143 号。以下「市章」という。)の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（権利の帰属）

第 2 条 市章に関する一切の権利は、市に帰属する。

（取扱いの原則）

第 3 条 市章は、市を象徴するものであり、その使用に当たっては、龍ヶ崎市章デザインマニュアル(以下「マニュアル」という。)に規定する事項を遵守し、その意義を損なわないよう適正に取り扱わなければならない。

（使用基準）

第 4 条 市章は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、公益性が認められる場合に限り、使用することができる。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- (1) 市を象徴する意義があること。
- (2) 市の信用及び品位を損なうおそれがないこと。
- (3) 公序良俗に反しないこと。
- (4) 政治、選挙又は宗教活動を目的としないこと。
- (5) 営利を目的としないこと。
- (6) 市の事業と混同されるおそれがないこと。
- (7) 個人又は団体の表示として独占的に使用するおそれがないこと。
- (8) マニュアルに規定する市章の基本色、形状等を正しく使用すること。

（申請の手続）

第 5 条 市章を使用しようとするもの(以下「申請者」という。)は、龍ヶ崎市章使用承認申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。ただし、市が市章を使用する場合は、この限りでない。

（使用の承認等）

第 6 条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、龍ヶ崎市章使用承認通知書(様式第 2 号)又は龍ヶ崎市章使用不承認通知書(様式第 3 号)により申請者に通知しなければならない。

2 前項の規定により承認する市章の使用の期間は 3 年を限度とし、3 年を超える期間において継続して使用する場合は、使用期間満了の 7 日前までに、再度申請し、承認を受けなければならない。ただし、市長が特に再度申請を要しないと認めるときは、この限りでない。

（変更申請の手続）

第 7 条 前条の規定により市章の使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)が、承認された内容を変更しようとするときは、速やかに龍ヶ崎市章使用変更承認申請書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

2 前条第 1 項の規定は、前項に規定する変更申請の承認等の手続について準用する。

(承認の取消し)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その市章の使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する市章の使用基準を満たさなくなったとき、又は違反したとき。
- (2) 市章の使用承認申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 市章の使用の承認に際して付した条件に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市章の使用が不適當と認められるとき。

2 市長は、市章の使用の承認を取り消すときは、龍ヶ崎市章使用承認取消通知書(様式第5号)により、取消しの理由を付して使用者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により市章の使用の承認を取り消したことによる使用者の損害については、その責めを負わない。

(庶務)

第9条 市章の使用の承認に係る事務は、総合政策部企画課において処理するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日前になされた申請その他の手続は、この告示の規定に基づきなされた申請その他の手続とみなす。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住 所
団体名
氏名又は代表者名
電話番号

龍ヶ崎市章使用承認申請書

龍ヶ崎市章の使用に係る事務取扱要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用場所	
連絡先 (事務局等)	住所 氏名 電話番号
添付書類	<input type="checkbox"/> 開催要領 <input type="checkbox"/> 団体の会則 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> 役員名簿 <input type="checkbox"/> 使用図案(チラシ等) <input type="checkbox"/> その他()

様式第2号(第6条関係)

龍 第 号
年 月 日

様

龍ヶ崎市長



龍ヶ崎市章使用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった市章の使用については、龍ヶ崎市章の使用に係る事務取扱要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用場所	
承認条件	

様式第3号（第6条関係）

龍 第 号
年 月 日

様

龍ヶ崎市長 ⑩

龍ヶ崎市章使用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった市章の使用については、龍ヶ崎
市章の使用に係る事務取扱要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり承認
しないこととしたので通知します。

記

使用目的	
不承認の 理 由	
備 考	

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

龍ヶ崎市長 様

申請者 住 所
団体名
氏名又は代表者名
電話番号

龍ヶ崎市章使用変更承認申請書

龍ヶ崎市章の使用に係る事務取扱要綱第7条第1項の規定により、市章使用の内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

使用目的		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
添付書類		

様式第5号（第8条関係）

龍 第 号
年 月 日

様

龍ヶ崎市長 ⑩

龍ヶ崎市章使用承認取消通知書

年 月 日付けで承認しました市章の使用については、龍ヶ崎
市章の使用に係る事務取扱要綱第8条第2項の規定により、下記のとおり取り
消します。

記

使用目的	
使用方法	
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用場所	
取消理由	

龍ヶ崎市章デザインマニュアル

【問い合わせ】

龍ヶ崎市総合政策部企画課

TEL 0297-64-1111（代表）

FAX 0297-60-1583

E-mail kikaku@city.ryugasaki.lg.jp